

平成19年9月21日

厚生労働大臣

舛添 要一 殿

医道審議会医道分科会
診療科名標榜部会
部会長 金澤 一郎

標榜診療科名の表記方法について（意見書）

1. 新たな診療科名の表記方法

医業・歯科医業に関して広告可能な事項については、医療法第六条の五及び第六条の六に定められており、広告可能な事項の一つである標榜診療科名については、同法施行令第三条の二に基づき限定的に列挙する方式で定められている。

今般の医療法改正においては、「患者等への医療に関する情報提供の推進」に関する取組として、適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、広告可能な事項についても、大幅な規制緩和が行われた。具体的には、広告可能な事項の規定方法を、各項目を個別に列挙する方式から、一定の性質を有する事項を包括的に規定する方式に改めることにより、客観的な事実について相当程度にまで広告可能な内容に拡大することとされた。

これに伴い、当部会においては、標榜診療科名についての審議を行い、以下のとおりその結果をまとめたので報告する。

(1) 標榜診療科名の表記方法について

標榜診療科名については、今般の医療法の改正等を踏まえ、患者や住民自身が自分の病状に合った適切な医療機関の選択を支援するという観点から、一定の性質を有する事項を包括的に規定する方式に改め、標榜できる診療科名を相当程度拡大すべきである。

したがって、医療法施行令において、下記に包括的に規定される

事項と内科、外科又は歯科とを組み合わせることにより、標榜診療科名とすることが適当である。

- 臓器や身体の部位
- 症状、疾患
- 対象とする患者の特性
- 診療方法

また、小児科、産婦人科、精神科など、内科、外科及び歯科と組み合わせて標榜した場合、患者や住民に混乱をきたす可能性があると考えられる診療科名については、単独で標榜できる診療科名として別途規定することが適当である。

この場合においても、医療法施行令に規定する事項（「臓器や身体の部位」、「症状、疾患」、「患者の特性」、「診療方法」）と組み合わせて標榜診療科名とすることができるようになることが適当である。

なお、標榜診療科名は、医療法改正における広告規制の考え方に則り、客観的評価や事後検証が可能なものに限られることが必要である。このため、標榜可能な診療科名と標榜が不適切な診療科名をできるだけ幅広く例示して通知することが適当である。

- (2) 医師又は歯科医師の主たる診療科が分かる表記方法について
診療所においては、当該診療所に勤務する医師又は歯科医師一人について「主たる診療科名」を原則2つ以内とし、その他の診療科名と区別して表記することが適当である。

2. 経過措置

今回の医療法施行令の改正等に当たっては、必要な経過措置を講じる必要がある。